

養父市農業委員会

第29回会議録

令和7年2月25日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第29回会議録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第92号 農用地利用集積計画の承認について

議案第93号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第94号 非農地証明交付申請の承認について

議案第95号 農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告② 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

報告④ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（13名）

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（9名）

14番 小林誠	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見	18番 谷村昭雄
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	22番 上垣美由紀	
23番 宇佐見孝一	25番 米田渡		

7. 欠席推進委員（3名）

1 5 番 内田重雄 2 1 番 鎌谷壽三男 2 4 番 井上勝雄

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまから第29回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より、現地確認関係委員の方、大変御苦労さんでした。また、天気の方も朝は寒いし、今は段々暖かくなりまして、体のちょうど調子が狂う時季かなというものもあります。そしてまた、今年は例年に比べて雪もたくさん降りまして、関宮のほうでも、個人的ですけど、何回も雪かきをしたのがあります。今日から、また暖かくなって春の陽気に近くなると思いますので、皆さんもまた体には十分気をつけてもらいたいと思います。

そしてまた、農地の見回りのほうですけども、この雪の中、もう真っ白な中で、なかなか農地を見て回るといことも困難なときもあると思いますが、またそれは、事務局のほうで何かいい方法を考えてもらいたいと思います。

そして、本日も、皆さん、お忙しい中申し訳なかったですけど、慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立を報告いたします。本日、出席農業委員13名中、全員の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会は成立いたします。農地利用最適化推進委員については、10名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行は、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、以降、山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、始めさせていただきます。

養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、1番の谷垣農業委員と2番の吉村農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案92号、農用地利用集積計画の承認について議題といたします。

事務局の説明を求めます。詳しい説明について、時間をいただきたいので、最初で申し訳ないですけど、暫時休憩をします。

(暫 時 休 憩)

議長 : それでは、再開いたします。

事務局 : 皆さん、すみませんでした。

それでは、1ページ目を御覧ください。議案第92号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和7年3月3日を予定しております。

1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が31,837平方メートル、28筆、畑が1,508平方メートル、4筆、合計33,345平方メートル、32筆です。利用権の設定を受ける戸数は21戸、設定をする戸数は14戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が25筆、29,808平方メートル、うち新規が16筆、20,096平方メートル、再設定が9筆、9,712平方メートル、解除条件付賃貸借が3筆、1,322平方メートルとなっています。賃貸借権が4筆、2,215平方メートル、再設定が4筆、2,215平方メートルです。利用権の始期は公告日からで、契約年数は3年契約が1筆、463平方メートル、4年契約が4筆、1,872平方メートル、5年契約が6筆、7,257平方メートル、8年契約が2筆、1,914平方メートル、10年契約が19筆、21,839平方メートルです。

詳細については、次ページ以降に記載をしております。6ページの17番は、株式会社による解除条件付賃貸借です。7ページから8ページが、農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受けする耕作者を記載しております。貸借期間は全て令和17年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありますか。
よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第92号を採決いたします。
本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第93号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 9ページです。議案93号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてです。公告は令和7年5月15日を予定しております。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が103,532平方メートル、76筆、合計103,532平方メートル、76筆です。設定を受ける戸数は47戸、設定をする戸数は15戸となっております。

次に、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に言いますと、使用貸借権が76筆、103,532平方メートル、うち新規が76筆、103,532平方メートルとなっております。始期は公告日からで、契約年数は10年契約76筆、103,532平方メートルです。

詳細については、次ページ以降に記載をしております。農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受けをする耕作者を記載しております。貸借の期間は全て令和18年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、議案第93号を採決いたします。
本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長：ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第94号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：27ページです。1番、長野の土地1筆で、面積が222平方メートルです。所有者は奈良県奈良市の方で、非農地の事由としましては、昭和60年頃から原野化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは30ページから34ページとなっております。

次のページです。2番、八鹿町宿南の土地13筆で、面積が2,119平方メートルです。所有者は神奈川県横浜市の方で、非農地の事由といたしましては、もう既に20年以上前から山林化、原野化、宅地化しておる状態です。現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは35ページから50ページとなっております。

次のページです。3番、尾崎の土地6筆で、面積が1,178平方メートルです。所有者は豊岡市の方で、非農地の事由としましては、20年以上前から山林化、

宅地化しております。現況地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは51ページから60ページとなっております。

4番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が49平方メートルです。所有者は八鹿町八木の方で、非農地の事由としましては、平成5年頃から宅地化をしており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは61ページから65ページとなっております。

1点補足をさせていただきます。35ページを御覧ください。航空写真左下、漢字で湯坪と書いてあるところがございます。赤丸、白い文字で湯坪と書いてあるところですが、ちょうど北近畿道の奥側といいますか、もう、とてもじゃないが、行けるところではございませんでしたので、現況写真がついておりません。47ページでございます。湯坪の88番につきましては、現地到達ができないため、現地写真なしということとさせていただきます。よろしく願いをいたします。以上で終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の長野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほどは、雪の中大変御苦労さんでした。今は暖かくなっておりますけども、ちょっと道に雪がありました。

そうしたら30ページを御覧ください。これが県道です、で、下のほうに八代坂トンネルというか、ここを抜けると朝来市のほうに入ります。その手前の赤丸のところです。

航空写真31ページ、これ赤に塗られているところがこの方の、持ち主の土地になります。その一部、895-1というところが、今度の非農地の証明に上がっている赤枠で囲まれているところです。ここの母屋が売却されるということで、ここが畑のまま、田んぼのままやったかな、その現状のままですが、ここがもう、木がたくさん生えて、それから駐車場に利用されてるようになってしまったので、ここを宅地と一緒に売却するときは、現状に合わせて非農地にしないといけないということで、今度の証明をお願いしたわけです。

32ページが、いろんな番号が書いてあるんですけど、建設省とか公衆用道路とかの周辺の土地が大分取られているようです。

33ページが現況写真、この裏のほうに電柱から向こう、ちょっとこんもりした木がたくさん生えてるところも同じ895-1になります。今朝ほどは雪で真っ白でしたので、全然分かりませんでしたけども、この895-1、下の写真も同じようなんですけども、これちょっと草が生えておりますけども、砂利がたくさん入ってなかなか農地に戻すことは困難なように思いますので、よろしく願いいたします。

34ページに始末書も書いておられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。本日、11時頃に現地を確認しました。32ページ、33ページを見てもらえますでしょうか。32ページを見ますと、手前がちょっと空き地のようになっておって、その少し先に木が生えているようですけども、対象の土地は、大分奥のほうまで続いておりまして、奥に民家があってその手前までが対象の土地でございました。したがって、その対象の土地の約6割から7割は、こういうような形で木が生えておったという、平場になってるのは全体の大体3割ぐらいで、先ほど御説明があったように、雪で全部は見えなかったんですけども、何か砂利が入ってるなという状況は見てとれました。したがって、非農地として判断を下しても妥当ではないかなというふうに見てとれます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。今、お二人から説明があったとおりです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案94号の1番を採決いたします。
本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町宿南の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。ページ数は35ページからになりますので、まず35ページ、お聞きいただきたいと思えます。ここに6つの赤い丸がありますけれども、その中の左側のほうになるんですけれども、チガラと、それからソチと、湯坪と、それから源氏のほ場につきましては、それぞれ1ほ場ずつなんですけれども、立石と、それから門前というところはちょっと、何枚か重なっておりますので、まず、1枚ずつの分から説明させていただきます。先ほど補足説明のところ写真がないということで、すみません、現場の見取図がないということでありました。湯坪のところなんですけれども、この湯坪につきましては、47ページのところに湯坪88ということで、現地到達できないため現地写真なしということで出しておりますけれども、ちょっと、先ほど話があったように道ができて、その奥の土地なんで、もうとてもじゃないですけど、行けるようなところではありません。ですから、遠くのほうで見ていただいて、現地を。これはとても農地ではないということで確認をしていただいておりますので、まず、そのことについて、御承認をお願いしたいというふうに思います。

それから、次の、チガラ、ソチとか、1ほ場ずつの件なんですけれども、見取図につきましては、40ページからになるんですけれども、現地のほうを見ていただいたほうが分かりやすいと思えますので、写真の46ページから見ていただきたいというふうに思います。46ページには、チガラの48とソチの66を写真として載せさせていただいております。これはもう、遠くから現地に、その場所には足を踏み入ってはおりませんけれども、現地の近くの道の上から見たら、15メートルほどですか、山の奥に入ったところぐらいなんで、そこから確認をさせていただいております。見ていただいた、捜査していただいた委員の方々からも納得していただいたんですけども、これ確かに、山になって耕地とかそういうものには復元できませんということで、御確認をいただいております。

47ページの、これ下のほう青谿書院なんですけれども、青谿書院の上のほうも、先ほど言いましたチガラとかソチと同じような状況で、もう木が生えて、とてもじゃないですけども、耕地としては認められないような状況なので、御確認をいただいております。

それから、48、49になるんですけれども、このほ場につきましては、何筆かあるんですけれども、このほ場につきましては、今日ちょっと雪が降っておって積もっております、この姿では見てはいただいけませんけれども、中のほう、雪が積もるまでに確認しましたところ、下のほうは、もう石もかなり入っておりますし、ここは洪水とかそういう台風なんかの被害で、かなり何度も水が上がったりしてしますので、その関係で、隣のほうに川があるんですけども、その川の土や石が上がっております、とても耕地としては使えるような状況ではありません。その説明をさせていただいて、雪の上でちょっと、本当の現場は見ていただけないんですけど、そういう説明をさせていただいて、承認をいただいたということにさせていただいております。

それから、下の立石につきましては、これも、もう山林化しております、これだったら、とてもじゃないけど畑にはならんだろうというようなことで御確認いただいておりますので、付け加えておきます。

それから、一番最後の49ページなんですけれども、ここにおきましては、4筆あるんですけれども、今はもう、恐らく建物が建ったという記憶が、小さい頃あるんですけれども、それが朽ち、潰れちゃってるんですけれども、もともと畑地だったみたいなんですけれども、そこに建物が建って崩れて、その後の跡地ということで、筆数は4筆あるんですけれども、1つのところに今現在は、今のこの写真を見ていただいたとおりに、草が、それから雑木が生えて、とてもじゃないですけど耕地とかそういうものには復元できないような状況なので、何とぞ御理解いただきまして、御承認をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。本日9時頃に、こちらの現場を確認しに行きました。

先ほど御説明がありましたように、積雪の影響で現地に到達はできませんでした。特に46ページ、47ページの4筆に関しましては、麓まで行って山のほうを見て、あの辺りということ。遠くから見ても、もう山林化している地域に存在してるなということの確認が取れましたので、農地として復元するのはまず不可能だろうというふうに判断できて問題ないかなと思います。

48ページの下立石143、144に関しましては、道路上から確認した限り、もうこの写真のとおり、山林化しております。その上の立石138、139と、その横の立石140は、現地に行きましたらこの写真ほど広い場所ではございませんでした。道路とその奥にある河川の間に残ってしまった土地なのかなと。先ほど御説明がありましたように、河川の大きい石がここにたくさんあるというようなことを踏まえると、とても、農地に復旧するのは不可能かなと。

49ページの4筆に関しましては、ここは現地まで行きまして、積雪はあったんですが、この周りに塀がありまして、恐らくですけれども、建物の基礎ではないかなというような構造物らしい物も見てとれました。したがって、ここはもうとても、農地に復元することは難しい、困難だと。

50ページには、始末書もついておりましたので、申請どおりで問題ないのではないかなというふうに見ております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど、木下委員、前川委員が言われたとおり、問題ないかと思えます。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第94号の2番を採決いたします。
本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の尾崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。51ページを御覧ください。下のほうに真つすぐじゃないんですけど、通っておりますのが国道9号線です。右側が八鹿、京都方面、左側が関宮、鳥取方面になります。その中央付近に伏見、影添と書いてあって、そこに丸してあるところ、これからちょっと説明させていただきたいと思えます。

先に58ページを説明します。この58ページは影添で、国道の北側と南側で字が違っておりますので、まず北側の影添ですが、ここに1軒住宅がありまして、この上の写真、そこの左側ちょっと屋根が低くて、建て増ししたのか、ちょっと別の屋根があるんですけど、そこの部分がまだ畑のまま、そこに部屋というんですか、家を建て増したのか、同時に建ったかもしれませんが、そういうところが残っていたということです。それから、下の写真ですが、上の写真の右側になります、この建て増したようなところの反対側なんですけど、ここにつきましても、トタンで囲ってあるような建物があるんですけど、この部分につきましても、田んぼであったところに建ててしまっているということです。それで、この地権者の方は、この家の、もう随分前に亡くなられたんですが、ここの御夫婦のうちの奥さんのほうのおいっ子という人が、子供さんがなくておいっ子に相続をしたというようなことになって、その方も豊岡市に住んでおられて、これから先の説明するところも、自分でいろいろ管理はしかけていたんですけど、もう高齢になってできないということで、この家も、いろんな田んぼとかも売りたいということで、今回こういうようなことに気がついたということで非農地の証明をしていただきたいということです。

それで、57ページを御覧ください。これが、先ほどのところの国道を挟んで反対側、南側になります。そこに、上の写真ですが、国道沿いに1枚黒のマルチがしてある畑と、それから、ちょっと見にくいんですが、それより下側、写真でいう左側にもまだ畑があります。そのうちの、この写真からいうと、奥側になるんですが、小屋が建っていますが、その小屋が田んぼのところに建ててしまっていたということで、これも、今回の申請者じゃなしに、その以前の人が建てていたものを相続で引き継いだということになります。それで下の写真ですが、これ建物を反対側から見たところですが、結局、上の写真の奥のほうを反対側から見たところで、この建物は、この黒のマルチの田んぼとその下の田んぼにかけて建物が建ってしまっているということです。それで、こういうものが既に建ってしまっているの、現況に合わせて、これを宅地化といいますか、非農地にしたいということです。

それから、もう1枚、59ページを見ていただきたいと思います。ここは最初の、51ページでは国道よりずっと上のほうに、北のほうに山の中に入って行くところになっております。それで、私と推進委員の宇佐見君と一緒に行ったときは2月1日でしたので、林道を通ってずっと現地まで行けたんですが、今日は積雪のために、現地まで行くことができませんので、この写真で説明をさせていただきました。こちらのほうは山林化ということで、ここについては、新しく相続した人は、何の手入れもできずそのまま、畑が山林化してしまっているということになっております。ということで、4件になるんでしょうか、非農地の証明ということでやむを得ないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。57ページの現況写真を見てください。先ほども、西谷委員が説明されたようにマルチで覆われておると、それから、建物は田んぼの上に建っているというようなことで、農地に戻すこと非常に難しい、困難かなというふうに思います。

58ページを御覧ください。58ページの上の写真左側のところは、これ、後づけの蔵のようなのが建っているような感じです。どうも、軒を瓦にしたのを見ても造りが全然違うようなので、恐らく後づけで、畑の上に造られたんじゃないかと思われま。それからその下の三角なりの田んぼのところですが、これも後づけのようなものですが、ちょっと気になったのが、この最初の57ページの建物、それから58ページの建物の下には、里道と水利が走っているというふうに思われました。それから、この水路は58ページの下の方ですが、水路は付け替えをして真ん中のほうに付いてると。ですから、他の畑とか田んぼには特に問題な

いのかなというふうに思いました。

続いて、59ページですけど、本日は現地まで行けませんでしたけど、この現況写真を見てのとおり、山林化になつとる、農地に戻すことは不可能かなというふうに思います。以上でございます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
23番、宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。今、西谷農業委員の説明があつたように、承認相当やと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第94号の3番を採決いたします。
本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の八鹿町八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひします。午前中、現地確認御苦勞さまでした。

まず関連ページですけれども、61ページから65ページになります。まずは、62ページを御覧ください。場所になりますけれども、9号線の畑ヶ中区のドライブイン小幸さん前の二股路、下八木のほうに向かう道なんですけれども、ここを50メートルほど二股のところから行った場所の、右側住宅前の駐車場にされている予定だったところ、これが今回の申請農地になるわけです。赤丸がついております。この部分です。字限図でも分かると思いますけど、504-2番でございます。

次、63ページが字限図になりますけれども、504-2番の農地は、南側、それから西側を公衆道路に囲まれ、また北側は、農業用水路に面した里道に囲まれた位置にあり、非常に狭い農地でもあります。また、昭和58年購入された際に、

農地法上の所有権移転の仮登録がなされておらず、申請落ちがあったようにも思われて、ここの農地が残っているような状態になったわけであります。

なお、64ページの現況写真を見ていただくと分かると思うんですけども、平成5年に住宅を建築されたときに、ともに、この前の部分を舗装され、タイル張りになつとるんですけど、舗装され現在に至っております。現況30年以上の経過をしており、農地としての再生は無理かと思われます。また農地への、今回地域への同意も取られており、また始末書もここへ添付されております。御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。先ほど秋山委員から詳しい説明がありましたので、あえて補足することはないんですが、本当に、タイル張りがしてあって、これを剥がして農地に戻すということはまず不可能だと思いますし、このまま申請が通るように願っております。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

谷垣委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。これ、29ページのところに、申請所有者は八鹿町の方ですけども、結局、当時きちと手続ができていなかったということですか、これは。申請をされてる方の、始末書を書いておられる方の名前と所有者の方の名前と違うんですけど。

事務局： ありがとうございます。

実際、登記簿上は、まだこのお寺さんの名義になっておりますが、先ほど、秋山委員からの説明があったように、もう実際のところは、この始末書の方が使われているというようなこともございまして、今現在使用されている方に始末書を記入をしていただいているという状況でございます。

谷垣委員： よろしいです。

議 長： ほかにありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第94号の4番を採決いたします。

本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第95号、農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 66ページを御覧ください。議案第95号、農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出についてです。

届出番号1番、養父市小城の土地1筆、面積は549平方メートルのうち180.89平方メートルです。農振区分が農用地となっておりますが、用途変更の届出が提出されており、農業用施設となっております。建築するものも農業用施設のため、届出が可能となっております。届出人は養父市小城の方で、自宅に隣接している申請地内に農業用倉庫を建設することが届出の目的です。関連ページは67ページから70ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の小城の件について、担当農業委員より説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。

本日は、早朝より、いつもよりも30分前倒しで、現地調査班の方には来ていただきました。本当に御苦労様でした。

68ページのほうを御覧ください。この写真の中の丸印で囲まれた箇所が、今回の申請地に当たります。この写真下の国道9号線、右のほうに行きますと和田山、左は南但馬トンネルです。その少し上に、国道312号線、これは旧国道9号線でしたが、今は312号線の左が八鹿、藪崎のほうです。右のほうに行きますと、国道9号線と合流します交差点につながります。その上側にある古城旅館の裏側の道を入れて行きまして、最初の三差路のところになります。この申請地は、以前、かさ上げの申請が出ておまして、ここで審議していただいた場所になります。

70ページを御覧ください。このかさ上げされました農地に、今回造られるのが農業用倉庫と、これカーポートのように見えるんですが、用途としては、大根とかをつるして干したりするようなことに使いたいという申請でした。道路から少し入って行くのに、前、広い場所が残してあるんですけど、これは、道

路から倉庫までの進入路と車が転回したりするためのスペースとして、ここも申請に上がっております。今朝確認しに行ったときも雪の中に埋もれていたんですが、このカーポートの前面辺りに農業用の管理機、それに雪がかからないように一輪車がかぶせてあるような状況で置いてありましたので、農業倉庫を建てて、また管理されるのかなというふうに見て取りました。周辺の同意も得られているようですし、特段問題ないかと思いますが、審議のほうをよろしくお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。この申請人の方のお家が、68ページの赤丸で囲んでる179番-1のところが会社だそうです。それで、かさ上げしとるという確認、1メートルほどかさ上げして、今、擁壁が周りがあると。ただ、中は一応畑として利用しとられるということも、現地担当委員のほうから確認しとります。またその建築費用としての残高証明等々の確認も、事務局のほうが取っとなられるということで特に問題ないのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。今、御説明があったとおりです。よろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第95号の1番を採決いたします。
本案を、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 71ページを御覧ください。報告①農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用についてです。

届出番号1番、養父市八鹿町坂本の土地1筆、面積は410平方メートルです。兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所が復旧治山事業を行うに当たり、工事車両の待避場所が必要であるため、申請地を待避所として一時転用するものです。期間は令和7年1月から令和7年8月となっております。

場所につきましては、73ページを御覧ください。写真の左側を上下に走っておりますのが、県道宮津養父線となっております。下に行きますと八鹿町小田方面、上に上がりますと八鹿町伊佐方面に抜ける道となっております。写真に写っておりますのが、こちらが坂本の地域となっております。こちらの半月状の右側の山の裾にありますが、赤丸で囲っているところが今回の申請地となっております。

めぐりまして、74ページを御覧ください。少し分かりにくいですが、下側から湾曲して左側に抜けているのが道となっております。こちらを治山事業の際、使われるんですけども、幅員が狭いため車両の擦れ違いができない道となっております。その右側、赤い斜線が引かれているところが、今回申請地において、車両の待機場所として一時転用されるという場所となっております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 75ページです。設定の移転になります。

届出番号1番、大屋町樽見の土地、2ページにわたりますが、16筆ございます。合計21,424平方メートルです。移転をする者ですが、大谷の株式会社、移転を受ける者は建屋の株式会社です。移転後の存続期間につきましては、75ページ目の、何ていいます、横向きにしてもらって一番右側、令和12年11月16日までが存続期間ということになります。

それでは、77ページ、届出番号2番です。大屋町夏梅の土地3筆、合計面積が5,384平方メートルです。移転をする者は大屋町笠谷の株式会社、移転を受ける者は大屋町中の株式会社です。移転後の存続期間は令和8年1月31日です。

届出番号3番、大屋町夏梅の土地1筆、合計面積が2,388平方メートルです。移転する者は八鹿町朝倉の株式会社、移転を受ける者は大屋町中の株式会社です。

次のページです。届出番号4番です。大屋町夏梅の土地1筆で、合計面積793平方メートルです。移転をする者は大屋町夏梅の方、移転を受ける方は大屋町夏梅の方です。移転後の存続期間は令和8年1月31日です。

届出番号5番、大屋町夏梅の土地4筆、合計面積が5,431平方メートルです。移転をする者は大屋町夏梅の方、移転を受ける者は大屋町夏梅の方です。移転後の存続期間は令和8年1月31日までです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 79ページです。報告③農地の使用貸借の解約通知についてです。
届出番号1番、養父市場大藪の土地2筆で、面積が1,511平方メートルです。貸人は上藪崎の方、借人は藪崎の株式会社です。合意解約年月日は令和7年2月10日、土地の引渡し日も同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は別の耕作者が耕作をします。

届出番号2番、大屋町笠谷の土地1筆、面積が2,506平方メートルです。貸人は大屋町大杉の方、借人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年2月1日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の耕作者が耕作をします。

届出番号3番、大屋町大杉の土地1筆、面積は1,205平方メートルです。貸人は大屋町大杉の方、借人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年2月1日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の耕作者が耕作をします。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告④農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

届出番号1番、八鹿町八木の土地2筆、面積が1,689平方メートルです。貸人は八鹿町八木の方、借人は八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和7年1月10日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号2番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が1,757平方メートルです。貸人は八鹿町八木の方、借人は八鹿町高柳の株式会社です。合意解約年月日は令和7年1月10日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑤農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 81ページを御覧ください。報告⑤農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、左近山の土地1筆で、面積が955平方メートルです。譲受人は左近山の方、譲渡人は大阪府吹田市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が1月10日、許可日が1月20日となっています。

2番、藪崎の土地4筆で、合計面積が3,408平方メートルです。譲受人は藪崎の方、譲渡人は宝塚市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が1月21日、許可日が1月30日となっています。

3番、建屋の土地5筆、納座の土地2筆、合計面積が4,733平方メートルです。譲受人は建屋の方、譲渡人は養父市です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が1月28日、許可日が2月6日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑥農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを事務局より説明を求めます。

事務局： 報告⑥農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は尾崎の土地9筆、合計面積が1,505平方メートルです。申請人は豊岡市の方です。取得した日が令和6年12月27日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

ここで、追加の協議事項についてお諮りいたします。

大屋地区の農地利用最適化推進委員の鎌谷委員からの辞職願が提出されました。農業委員会等に関する法律第23条の規定による農業委員会の同意について、提案いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 本日、お配りさせていただきました追加の協議事項のほうの議案を御覧いただきたいと思っております。

養父市農地利用最適化推委員の辞任についてということで、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、次の者の養父市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求めるということとさせていただきます。

担当地域、大屋地域の委員で、鎌谷壽三男委員ということとさせていただきます。住所は御覧のとおりでございます。委員の辞任につきましては、推進委員の辞任の場合、農業委員会の同意が必要ということとさせていただきます。事情につきましては、先ほど、会議前に説明させていただいたとおり、体調の理由ということとさせていただきます。

以上、議案につきまして、提案をさせていただきます。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、鎌谷委員の辞任について、決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員につき、辞任は承認されました。
以上で第29回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

(吉村委員が署名出来なくなったため、秋山職務代理者より署名する)

署名委員 秋山 博

署名委員 谷垣重信

